

第9回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和元年10月30日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 田野敏広
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 8番 田野 敏広 委員 9番 山口 時義 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和元年第9回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日の出席委員は14名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和元年第9回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。8番田野敏広委員、9番山口時義委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による利用権設定の許可申請があったので、承認</p>

を求める。令和元年 10 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 72 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 72 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 55 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 80 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原他、田 3 筆、畑 6 筆、計 9 筆 6,036 m²になります。申請理由は、使用貸借の設定。利用計画は野菜他となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 18,729 m²。家畜は牛 13 頭。家族総数 5 名の労力 4 名となります。5・6 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。譲受人は JA の職員で、父親と息子が畜産を中心にやっております。牛の頭数も多く、品評会に出るような良い牛を育てております。譲渡人は遠い親戚になり、今まで契約していた方に継続を断られたため、今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 72 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 72 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第 24 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

7 ページをお開きください。議案第 24 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和元年 10 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。8 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 73 番と 74 番の 2 件になります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

9 ページをお開きください。受付番号は 73 番になります。申請人が、美郷町南

郷上渡川の 66 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字平城、畑 2 筆、473 m²になります。申請理由は、宅地へ車を乗り入れるための進入路、駐車場及び庭とするためとなっております。追認申請です。転用後の用途は雑種地。転用の時期ですが、すでに完了しております。10 ページが地籍集成図、11 ページが始末書、12 ページが土地利用計画図、13・14 ページが現況写真となります。以上です。

議長

担当委員の説明をお願いします。

黒木委員

11 番、黒木です。第三者からの指摘で無断転用がわかりまして、本人に確認したところでした。元々あった実家を新たに建て直すにあたり、進入路が無く重機も材料も入らないため、急々に道を作ったそうです。畑の転用は申請しなくてもいいと勘違いをしていたらしく、私から厳重に注意しました。あとは皆さんの審議にお任せいたします。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 74 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

黒木委員

議長。

議長

どうぞ。

黒木委員

追加説明いたします。お盆までには出来上がる予定だったそうですが、無断転用が発覚したため、家の建築はまだ始まっておりません。

議長

他にありませんか。

私から質問ですが、家はどこに建つのですか。

黒木委員

現在建っているところの横になります。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 73 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 74 番の説明をお願いします。

事務局員	15 ページをお開きください。受付番号は 74 番になります。申請人は、日向市の 58 歳の方です。申請地は、西郷山三ヶ字松ヶ佐礼、畑 2 筆、田 1 筆、合計 3 筆の 4,749 m ² になります。申請理由は、空き家となっている実家に隣接する農地で、日当たりも悪く耕作に不便であるため植林するということであります。転用後の用途は山林。転用の時期は、着手が令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日の完了予定となっております。16 ページが地籍集成図、17 ページが植林計画図、18・19 ページが現況写真となります。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
甲斐委員	3 番、甲斐です。人里はなれた一軒家で、今は誰も住んでいません。現地を見てきましたが、猪の寝床がいくつもあり農地としての再生は無理だと感じました。転用後はクヌギを植えるということです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 74 番について質疑のある方は挙手をお願いします。
中田委員	いいですか。
議長	どうぞ。
中田委員	4 番、中田です。申請地の周りの地目は何ですか。
議長	事務局、説明をお願いします。
事務局員	ご説明いたします。申請地と宅地を除いたすべてが山林です。
中田委員	わかりました。
議長	他にありませんか。
	はい。
議長	どうぞ。
藤田委員	12 番、藤田です。転用後はクヌギを植えるということですが、申請人は林業をされている方ですか。
事務局員	申請人は今年の 3 月まで役場の職員として、早期退職しております。現在は林業大学校に勤めているようです。家のほうにはしょっちゅう帰っているようです。

以前には農業の担当もしておりましたので、何か考えがあるのかなと思っております。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 74 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和元年第 9 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 田野 敏広

美郷町農業委員会 委員 山口 時義